

対象建設工事の種類・規模及び特定建設資材について

◆下表の規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務付けられます

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	80m ²
建築物の新築・増築	500m ²
建築物の修繕・模様替 (リフォーム等)	1億円(税込み)
その他の工作物に関する工事 (土木工事等)	500万円(税込み)

◆分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材は、以下のとおりです

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄からなる建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

但し、**指定建設資材廃棄物**(※)については、再資源化施設までの距離が遠いなど、経済性等の制約が大きい場合には、再資源化に代えて処理施設で縮減を行えば足りることとしております。

※「指定建設資材廃棄物」は、木材が廃棄物となったもの(廃木材)を指します。廃木材については、工事現場から最も近い再資源化施設までの距離が50kmを越える場合等については、処理施設で縮減(焼却)を行ってもよいこととしています